

東労安発0718第4号
平成30年7月18日

一般社団法人 東京経営者協会長 殿

東京労働局長
前田 芳延



高等学校卒業予定者を対象とする求人事業所の職場見学の
実施について（依頼）

日頃から、新規高等学校卒業者の就職支援につきましては、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、都内の平成30年3月高等学校卒業者の就職内定率は、99.7%と前年同月を0.1ポイント上回り、引き続き高水準となっております。

一方、就職を希望する新規高等学校卒業予定者が応募先を決定する際には、企業からご提出いただいた高卒用求人票に基づいて職業選択を行っておりますが、就職後3年以内に離職する者が約4割に上るなど、卒業前の職業選択にも課題があると考えられるところです。

このため、生徒自らが応募先企業の情報収集の機会を得る職場見学は、就職促進と定着率の改善を図るための有効な手段であると考えるところです。

つきましては、貴団体におかれましても「求人事業所職場見学」の積極的な実施について、別紙「新規高等学校卒業者を募集する事業主の皆さまへ」をご活用の上、貴団体傘下の会員事業主の皆様に御案内いただきますよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、職場見学の実施に当たっては、早期選考に当たる行為が行われることのないよう、御案内いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 職場見学の実施について

- (1) 職場見学は求人票が提出された後に実施することとし、学事日程への影響が少ない夏休み期間を活用することが望ましいことから、できる限り当該期間を活用して実施するようお願いいたします。

- (2) 求人事業所が職場見学を行う予定がある場合は、高卒求人票申込時に高卒用求人票選考欄の「応募前職場見学」に記載し、指定の日に職場見学を実施する場合には、別添「応募前職場見学実施予定表（㊟様式第1号）」を提出してください。

2 職場見学への生徒の参加について

- (1) 学校は、求人票記載内容又は高卒就職情報WEB提供サービスの職場見学会情報に基づき、求人事業主に対して生徒の職場見学参加の依頼を電話で行い、決められた日時に生徒が訪問します。
- (2) 職場見学に参加する生徒は、「職場見学のお願い（㊟様式第2号）」・「職場見学確認書（㊟様式第2号（別紙）」のみを企業に持参することとします。
- (3) 求人事業主は、職場見学終了後「職場見学確認書（㊟様式第2号（別紙）」）を記入し、当該生徒に返却していただきます。

3 職場見学の実施にあたっての留意事項

職場見学の実施に当たっては、職場見学が求人者の採用選考の場とならないよう、次の点にご留意ください。

- (1) 学校・生徒からの関係書類の提出
学校及び生徒に対しては、「職場見学のお願い（㊟様式第2号）」・「職場見学確認書（㊟様式第2号（別紙）」）以外の提出を求めることはできません。
- (2) 生徒との面談に当たっての留意点
生徒との面談機会において、生徒本人の状況を聴取する等、採用選考と類似の行為を行わないよう十分御留意ください。

4 その他

企業等が大学生や一般求職者と同時に高校生を対象に、求人募集の内容を含む企業説明会を開催する場合は、企業側は、高校生の募集・選考ルールや文書募集のルールを遵守していただきますようお願いいたします。